

東ト協 令和元年度 第1回 理事会



30年度 事業報告・決算案 など承認

東京都トラック協会(浅井隆会長)は5月30日、東ト総合会館で令和元年度第1回理事会を開催し、平成30年度事業報告案・収支決算案、公益目的支出計画実施報告書案、役員選任(異動)案、および令和元年度通常総会の運営案などについて、原案通り審議・承認した。事業報告・収支決算案などは、6月21日に開催する今年度通常総会に議案として提出する(総会議案は別掲)。

昨年度の事業報告案・収支決算案などについて審議・承認した。東ト協では昨年度、任期満了に伴う役員改選により、第8代会長に浅井会長が就任し、新たな執行部体制のもとで事業活動を推進。浅井会長が就任に際して掲げた「会員重視の協会」の会員のため「協会」の方針を基軸として、山積する課題解決に向けて、会員事業者の対応をサポートする施策推進に取り組んだ。あわせて、最重要課題として、交通安全対策とグリーン・エコプロジェクト事業を中心とした環境対策を推進。交通事故防止では各種安全対策の推進により、昨年の会員

通常総会・提出議案

- 第1号議案 平成30年度事業報告について
第2号議案 平成30年度収支決算の承認について
第3号議案 公益目的支出計画実施報告書の承認について
第4号議案 役員選任(異動)について(報告事項)
1. 令和元年度事業計画について
2. 令和元年度会費の額及び納入方法について
3. 令和元年度収支予算について
4. その他

東ト協は6月21日午後1時30分から、千代田区の帝国ホテル東京(内幸町1-1-1)で、令和元年度通常総会を開催します。引き続き午後2時40分から、第2回理事会を開催します。なお、総会当日は、事前に送付いたしました総会提出議案資料をご持参ください。ご欠席の場合は、委任状に記名・捺印(法人の場合、社長印)の上、ご提出ください。

全ト協 船舶燃料SOx規制 軽油への影響対策を要望

船舶用燃料のSOx規制は、国際的な規制強化として令和2年1月から開始される。これに伴い、国交省では関係省庁や海運業界などと連絡調整会議を設け、対応策を検討。対応策の一つとして、硫黄分産業省資源エネルギー庁の低い適合油への切り替えが検討されている。ただ、この適合油の製造過程で大量の軽油が使用されるとの一部報道があり、これに伴い、軽油価格の上昇や供給面への影響が懸念されている。このためSOx規制開始に伴い、軽油の国内取引価格などに影響が生じないよう対策を講じることを要望したもの。

事業法施行規則など改正案

別建て収受の約款使用を規定

国交省 意見提出期限 6月28日まで

則および輸送安全規則の一部を改正する省令案、関係通達の改正案を取りまとめ、現在、改正案に対する意見募集を行っている(改正案の概要は2面掲載)。意見提出は6月28日まで。

国土交通省は、貨物自動車運送事業法の改正(平成30年12月14日公布)に伴い、同事業法施行規

則および輸送安全規則の一部を改正する省令案、関係通達の改正案を取りまとめ、現在、改正案に対する意見募集を行っている(改正案の概要は2面掲載)。意見提出は6月28日まで。

具体的には、事業許可および事業計画変更認可申請などに関する通達改

政府が「働き方改革」推進 労働環境改善のチャンス

休憩・睡眠のための施設などを規定する。

事業の継続的遂行に関する事項として、営業所や事業用自

動車の種別ごとの数、車の規模などを定める。また、事業の遂行能力に関する審査事項として、円滑な運営を確保するために必要な資金計画や、法令に関する知識、社会

保険料の支払い能力、損害賠償能力などを規定する。

具体的には、事業許可および事業計画変更認可申請などに関する通達改

正により、資金計画に計上する費用の計上期間については、人件費や燃料費、油指費、修繕費は6

か月(現行2か月)、車両費や施設購入・使用料は同様に12か月(同6か月)にそれぞれ延長する。また損害賠償能力について、新たに対物の任意保険の限度額が200万円以上であることを確認する。さらに、運送約款の認可基準として、運賃と料金の別建て収受を明確にした約款の使用を規定する。省令改正により、区



国交省・環境省

物流分野CO2削減対策促進補助

国土交通省と環境省の連携事業として、令和元年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」(物流分野におけるCO2削減対策促進事業)の2次公募が実施されている。

2次公募期間 7月18日まで

これに伴い、執行団体の環境優良車普及機構(LEVO)は現在、補助申請を受付中。公募期間は7月18日午後5時まで(必着)。郵便、信書便、または持参により提出する。

主な補助対象事業については、次の通り(カット内は補助率)。

▽IoTを活用した物流低炭素化促進事業

国交省、事業法施行規則など改正案 2
東ト協青年部、通常総会を開催 4
東ト協ロジ研、通常総会を開催 5
国交省、飲酒運転事故続発で通達「ホワイト物流」運動の説明会 7

事業法施行規則 輸送安全規則改正案

概要

◎貨物自動車運送事業
法施行規則の一部改正案

①欠格事由

・許可を受けようとする者と密接な関係を有する者(親会社、グループ会社、子会社等)の具体的な内容として、許可を受けようとする者の議決権の過半数を所有していること等を定める

②許可基準の明確化
・輸送の安全に関する審査事項(事業用自動車の運行管理の体制▽事業用自動車の点検及び整備の体制▽乗務員の休憩又は睡眠のための施設など)は睡眠のための施設など

③事業計画の変更
・省令で定める事業計画の変更(事前届出)として位置付けている各営業所に配置する事業用自動車の数の変更から、除外する事項(事業の継続的遂行の観点から問題を生じることがあると認められる場合▽法令遵守が十分でないおそれがある)と認められる場合など

④運送約款の認可基準の明確化
・約款において運賃と料金を区分して收受する旨定める必要のない特別の事情がある場合として、「申請に係る運送約款

・事業の遂行能力に関する審査事項(一般貨物

国交省

乗務記録の記載対象に 荷役作業なども義務化

国土交通省は6月15日から、改正「貨物自動車運送事業輸送安全規則」(5月10日公布)を施行し、集貨地点や荷役作業などについて、乗務記録への記載を義務付けた。

同省では、運送業務に伴う荷待ち時間について、既に乗務記録への記載を義務付けている。今回の改正では、トラックドライバーが集貨地点など荷役作業(積み込み・取り下ろし)などを実施した場合、「集貨地点等」や「荷役作業等」の内容並びに開始及び終了の日



時」を記載対象に追加したもの。
車両総重量8t以上または最大積載量5t以上のトラックに乗務した場合が対象。なお、荷主との契約書に荷役作業などの全てが明記されている場合は、荷役作業などに要した時間の合計が1時間以上となった場合に記載対象となる。

また、記載内容に関する荷主の確認の有無も記載する必要がある。
トラックドライバーの長時間労働の是正と適正な運送取引を推進する観点から、長時間労働の要因になっている荷待ち時間に加え、荷役作業などについても記載を義務付けたもの。

これにより、詳細に実態を把握し、運送事業者と荷主の協力による、長時間労働や取引条件の改

倍程度とする
・事業規模の拡大となる認可申請に係る認可基準を追加
▽申請に係る営業所に
関して、申請日前一定の期間又は申請日以降、認可までの間における適正な事業の結果等を踏まえ、法令遵守が十分に行われていないと認められるものでないこと
▽申請に係る営業所に
関して、申請日前3か月間又は申請日以降、認可までの間に自らの責による重大事故が発生させていないこと
▽特別の事情がある場合を除き、申請に係る営業所を管轄する運輸支局管内における申請者の保有する全ての事業用自動車について、自動車検査証の有効期間が切れていないこと
▽事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書、運賃・料金の届出について、報告・届出義務違反期間が1年以上

の契約書の添付又は提示を求めているが、当該期間を2年に改める
②損害賠償能力(新たな対物の任意保険の限度額が200万円以上であることを確認する)
③事業規模の拡大(一定の規模以上の増車は「事業規模の拡大」に該当するものとする)
④資金計画(許可申請に係る資金計画として計上する費用のうち、人件費、燃料費、油脂費、修繕費は計上する期間を2か月から6か月に、車両費、施設購入・使用料は同じく6か月から12か月に延長する)
⑤事業用施設の写真について(許可又は認可申請時において、申請に係る営業所等に事業遂行上、必要な設備等が用意されていない場合等には、事後的に設置されたこと等を証する写真の提出を求める)

善への取り組みを促進する。あわせて記載内容は、運送事業者やトラックドライバーに対して過度な要求を行い、長時間労働を生じさせている荷主に勧告などを行う際の判断材料とする方針。

また、荷主と物流事業者との取引に関する書面調査を実施した結果、「物流特殊指定」に照らして問題となるおそれがあるとして、荷主571人に取引内容の検証・改善を求める文書を出した。業種別では、製造業が272人と半数近くを占め、主な違反行為類型では「支払い遅延」が22件、「減額」が131件、「発注内容の変更」が126件と多かった。

30年度下請法運用状況 指導件数が過去最多に

公正取引委員会はこのほど、平成30年度における下請法の運用状況などをまとめた。
それによると、勧告件数は7件で前年度比2件減少したが、指導件数は7710件で同958

件(14.2%)増加し、過去最多だった。
違反行為類型別件数は1万3561件で、このうち実体規定違反が6819件と約半数を占めている。実体規定違反を行為類型別にみると、「支払遅延」が3371件と約半数で最も多く、次いで「買いた

たき」が1487件と多かった。
また、荷主と物流事業者との取引に関する書面調査を実施した結果、「物流特殊指定」に照らして問題となるおそれがあるとして、荷主571人に取引内容の検証・改善を求める文書を出した。業種別では、製造業が272人と半数近くを占め、主な違反行為類型では「支払い遅延」が22件、「減額」が131件、「発注内容の変更」が126件と多かった。

天然ガストラックは物流の エネルギーセキュリティ向上と 大気環境改善を実現します。



石油系燃料に頼らない天然ガストラックは東日本大震災直後でも、大半が運行を停止することがありませんでした。天然ガスの産地は世界中にあり、エネルギーセキュリティ性が高いことが特徴です。さらに天然ガストラックはCO₂やNO_x、PMなどの排出量が少ないため大気環境改善に貢献しています。



運輸 点描

平成29年から始まった、経済産業省(日本健康会議)の「健康経営優良法人」の認定制度。経産省が進める健康増進の取り組みの一環で、健康経営を実践している優秀な法人を顕彰して「見える化」を図るもの。従業員や求職者、取引先、金融機関などからの社会的評価を高めることが目的だ。大規模法人部門(ホワイト500)と中小規模法人部門があるが、ここでは、中小規模法人部門を対象に述べることにする。

増加する健康経営優良法人

大規模法人部門で親会社とともに認定を受けている物流子会社のような事業者を除くと、平成29年の中小トラック運送事業者の認定法人は、全国でも数社に過ぎなかった(筆者の業種判断による。以下同)。だが、翌30年は33社に増加した。さらに、今年も運輸関係企業193社のうち、トラック運送事業者が123社と急増した。ただ残念ながら、東京都内の事業者は少ない。

トラック関係の業界団体が共通して指摘するのは、定期健康診断後の再検査受診率の向上だ。定期健康診断で再検査が必要とされた従業員に、会社

安全第一の基本は健康管理 人材確保などにも有効

受診を勧告してもなかなか再検査に行かないケースがある。そのため「大事が起きてしまった」という苦い経験のある事業者もいるのではないかと、健康経営優良法

人の認定を受けると、健康に対する自覚が強くなり、再検査の受診率が高まる。これは健康経営優良法人の認定だけでなく、健康管理に関する社内の人材確保などにも有効だ。この事業者はこれまで大型車が多かったが、最近では2トントラックと4トントラックを積極的に増車し、小型車と中型車の分野で新規開拓に力を入れている。

この事業者はこれまで大型車が多かったが、最近では2トントラックと4トントラックを積極的に増車し、小型車と中型車の分野で新規開拓に力を入れている。同社のやり方は車両を先行して導入し、その後ドライバーを募集。それと並行して取引先を開拓するという方式だ。その際、健康経営優良法人の認定取得が、求職者の応募動機の一つとして有効に作用しているという。

改善基準告示の遵守へ 研修や啓発用ツール作成

厚生労働省はこのほど、厚労大臣告示「自動車運送事業者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」について、教育・研修用のマニュアル(写真)とともに、周知・啓発用リーフレットなどを作成した。



トラック運転者の労働時間等の改善のための基準 教育・研修マニュアル

なお、学習教材などは、留意事項を記載した管理者などの教育・研修マニュアル、③マニュアルなどを活用して教育・研修啓発を図るため、リーフレット「事業者、運転者、荷主の三位一体で改善基準告示を遵守しよう!」と、告示で定める拘束時間や運転時間、休息期間などを分かりやすく記載した携帯用カード(四つ折り/A5判両面印刷)も作成し、その活用を呼びかけている。

東京労働局は、長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化の一環として、「36協定未届事業場に対する相談支援事業」

東 労 局
36協定未届事業場 相談支援事業を実施

具体的には、改善基準告示などに関する①新人ドライバー向け学習教

材、②教材を活用する際の留意事項を記載した管理者などの教育・研修マニュアル、③マニュアルなどを活用して教育・研修啓発を図るため、リーフレット「事業者、運転者、荷主の三位一体で改善基準告示を遵守しよう!」と、告示で定める拘束時間や運転時間、休息期間などを分かりやすく記載した携帯用カード(四つ折り/A5判両面印刷)も作成し、その活用を呼びかけている。

東京労働局は、長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化の一環として、「36協定未届事業場に対する相談支援事業」

（委託事業）を実施している。実施期間は令和2年3月13日まで。適正な36協定の締結を通じて、長時間労働の是正に向けた対策を推進することを目的に実施しているもの。

労働基準監督署に時間外・休日労働に関する協定届を届け出ない事業場を対象に、①労働条件に関する自主点検、②集団的な相談支援、③個別訪問による相談支援を行っている。

▽事業委託・問い合わせ先 〓SATO社会保険労務士法人/札幌オフィスを内務センター(011-788-5898)

労働者健康安全機構

小規模事業者対象に 産業医活動助成金
労働者健康安全機構は、産業医の選任義務がない労働者数50人未満の小規模事業者を対象とした「小規模事業者産業医活動助成金」制度を設けており、同助成金により、職場における労働者の健康管理などを支援している。

▽問い合わせ先 〓労働者健康安全機構労働者医療・産業保健部産業保健業務指導課(全国統一ナビダイヤル0570-783046)

東京働き方改革 推進支援センター
無料で相談対応 個別コンサルも

東京労働局の委託事業「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革支援事業」として、東京働き方改革推進支援セン

ター(今年度からアデコが受託・運営)では、各種相談への対応など取り、今年4月から適用の時間外労働・上限規制(一般則)をはじめ、改正規定が今後順次、適用される。自動車運送業務については5年後から、年960時間の上限規制が適用される。

これに伴い同センターでは、働き方改革に当たっての各種問題への対応について、無料で相談電話・メール・来所相談フリーダイヤル0120-2322-865、FAX 03-5326-2115)に問題解決に向けて、専門家派遣による個別のコ

ンサルティングも無料で行っている。具体的には、時間外労働の削減をはじめ、労働者の処遇改善、労働関係助成金の活用に関する相談などに応じている。詳細は専用ホームページを参照(本号に案内チラシ同封)。

WebKIT 運賃指数
求荷求車情報ネットワークWebKITの成約運賃指数によると、5月128は128、前年を10%上回る。5月は128、前年を10%上回る。5月128は128、前年を10%上回る。5月128は128、前年を10%上回る。

運行管理者国家試験対策テキスト
【貨物自動車運送事業編】
令和元年8月版
過去の問題の解説と実践模擬問題
税込価格2,592円
お求めは東京都トラック協会各支部または下記まで
株 輸送文研社 <柏林書房>
TEL.03-3861-0291(代) FAX.03-3861-0295

東ト協 青年部 今年度 通常総会



「全員が主役の組織」へ 研修・交流活動を活発化

体青年組織との意見交換や研修、親睦行事などを活発に展開する方針。また支部の垣根を越えた多くの交流を持つことで、青年部員同士が強固なヒューマンネットワークを構築できるようにするため、支部青年部員を増強し、本部活動の活性化を図る。さらに青年部活動をSNSなどを通じて広く発信し、トラック運送事業のイメージアップにつなげる方針。

研修事業では、次世代リーダーとしての見識・気概を身に付けるための経営者研修会をはじめ、最近の動向や情勢を学ぶ研修会を企画する。親睦行事として、本部

さらに、小学生を対象とした交通安全教室なども実施する方針。

総会では、東京運輸支局の高山和征支局長や、東ト協ロジスティクス研究会の田中敏之本部長が来賓あいさつした。

総会後に懇親会を行い、あいさつに立った浅井隆会長は「青年部活動に積極的に参加すること、自分の会社のために組織の結束力を一層高め、連携して活動を展開したい」と述べた。

また、特別賛助会員の東ト協各支部が実施している交通遺児に対する助成事業、および交通事故防止のための広報活動や、地域福祉活動に対して事業費を交付しています。あわせて、東ト協青年部と女性部による事故防止活動や、社会福祉活動などに対しても支援を行っているところだ。

しかし、同財団の財政

状況は非常に厳しく、昨年度に引き続き特定資産の取り崩しなどを行って事業を実施しており、このままでは存続が危ぶまれる状況です。

こうした事態を回避すべく、普通賛助会員への入会と、既存会員に対して寄付増額への協力を呼びかけているものです。

同財団への寄付については、税制上の優遇措置も適用できますので、皆様の暖かいご支援をよろしくお願いいたします。

16日 初任運転者特別講習▽グリーン・エコプロジェクトセミナー(17日)▽海上コンテナ専門部会定例業務委員会▽重量品専門部会通常総会

17日 組織整備特別委員会

20日 事務局部長会▽指導監査▽海上コンテナ専門部会役員会

21日 鉄鋼専門部会通常

22日 総会
正副会長会▽常任理事会・総務委員会合同会議▽物流経営士課程

23日 衛生委員会▽グリーン説明会(24日)▽木材専門部会通常総会

27日 事務局部長会

28日 関東・甲信越重量部会委員会▽関ト協海上コンテナ部会正副部会長・監事合同会議

30日 正副会長会▽理事会▽三組織連絡会▽ロジ研正副本部長会議・幹事会合同会議

今年度 初任運転者特別講習 7月以降の開催日程

東ト協は、今年度の初任運転者特別講習を順次開催している。受講料は無料。

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき、事業者に対しては、初任運

転者に特別な指導(座学15時間・安全運転指導20時間以上)を行うことが義務付けられている。

初任特別講習はその教育内容の一部・座学教育の6時間分について、会員事業者に代わり実施しているもの。講習終了後、受講者には修了証明書を交付する(途中退出の場合、交付しない)。

なお、座学の残り9時間(積み付けなどの実車指導を含む)と、安全運

7月以降の開催日程などは、表の通り。

多摩会場は、原則として多摩支部会員が対象だが、他支部会員も受講可能(問い合わせが必要)。

申し込み受付は会場別

▽申し込み・問い合わせの上、FAX送信する。

▽申し込み・問い合わせ先(本部会場)東ト協運行管理部(03・3359・3618、FAX 03・3359・4983)。(多摩会場)多摩支部(042・524・3649、FAX 042・525・1775)

東ト協 中国企業視察団と 意見交換

東ト協は5月28日、中華人民共和国の南京順君運輸有限会社視察団の訪問を受け、グリーン・エコプロジェクト(GEP)をはじめ東ト協の事業活動や、安全対策などについて説明した。

視察団は同社の下伟路社長や汪風海社長補佐、王旺生常務など9人。同社はタンクローリーで石油・化学品の危険物輸送を行っていることから、

人手不足問題や 安全対策など



安全対策などを研修するため来日した。東ト協が、同視察への協力要請を受け対応したもので、同日は遠藤啓二

常務理事や正岡芳郎教育研修部長が、GEP活動の成果などを説明した。さらに結城運輸倉庫の結城賢進社長(東ト協青

年部副本部長、全日本トラック協会青年部会長)が、同社の混油防止装置やドライバー管理方法など安全対策に関して説明し、意見交換を行った。

現在、中国でも人手不足の状況で、日中双方でドライバーの確保が課題になっていることから、対応策などをめぐって意見交換。

結城社長は、ドライバーの離職を防ぐため、賃金の改善や労働時間短縮など労働条件の改善に取り組むことにより、確保対策を進めていると説明した(写真)。

今年度 Gマーク申請受付

今年度の貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)の申請について、東ト協では次の通り、受付を行う。

▽適正化事業部 7月

適正化事業部 7月1～12日
多摩支部 7月4・5・8日

1日～12日まで(土・日曜日を除く)
▽多摩支部 7月4・5・8日の3日間

今年度の貨物自動車運送事業安全性評価事業

※受付時間はいずれも午前9時～午後4時30分。なお、多摩支部で申請する場合は事前に電話で申し込む必要がある。詳細は、東ト協ホームページを参照。

本部会場【東京都トラック総合会館】	
開催日	申込期間
8月2日(金) 3日(土)	7月8日(月)～7月26日(金)
10月5日(土) 6日(日)	9月9日(月)～9月27日(金)
12月7日(土) 8日(日)	11月11日(月)～11月29日(金)
来年1月31日(金) 2月1日(土)	12月16日(月)～ 来年1月24日(金)

多摩会場【三多摩自動車会館】	
開催日	申込期間
7月24日(水)	6月26日(水)～7月17日(水)
9月4日(水)	8月7日(水)～8月28日(水)
11月12日(水)	10月15日(水)～11月5日(水)
来年1月27日(月)	12月16日(月)～ 来年1月20日(月)

※講習時間：午前9時～午後4時(途中休憩含む)

東ト協本部人事 (6月1日) 退職(適正化事業部適正化事業課 永井宏治) 採用(適正化事業部適正化事業課、新井由浩)

協会日誌

〔5月16～31日〕

16日 初任運転者特別講習▽グリーン・エコプロジェクトセミナー(17日)▽海上コンテナ専門部会定例業務委員会▽重量品専門部会通常総会

17日 組織整備特別委員会

20日 事務局部長会▽指導監査▽海上コンテナ専門部会役員会

21日 鉄鋼専門部会通常

日程ボード

〔6月16～30日〕

17日(月) 16時～紙・パルプ専門部会通常総会(東ト協総合会館)▽16時30分 同研修会(同)

18日(火) Gマーク認定申請に関する事前相談会(東ト協総合会館)▽20日(水) 15時～広報・情報委員会(東ト協総合会館) 21日(木) 正午～正副会長

26日(水) 11時～鉄鋼専門部会安全環境委員会(東ト協総合会館)▽15時30分 都庁・区役所専門部会通常総会(ホテル河鹿荘)

新会員

◆有限会社アルプス工業 業 埼玉県八潮市八潮5の2の4▽048・999・2682▽一般貨物運送(普通車4台、小型車3台)

◆株式会社葛飾物流 業 千葉県八潮市街営業所 千葉東八街市沖171の2▽043・308・5655▽一般貨物運送

〔江戸川支部〕

からだ・メンタルヘルス 電話・Webで健康相談 お気軽にご利用を! 無料

東ト協は、会員事業者の従業員などを対象に、メンタルヘルス関係を含めた各種健康相談に応じる「24時間電話健康相談」を行っている。

24時間・365日年中無休で、利用は無料。メンタルヘルス関係の相談には心理専門職が対応している。

◆電話相談窓口◆
フリーダイヤル 0120-109-371
あわせて、健康情報に関するWebサイト「健康・こころのオンライン」(https://www.healthy-hotline.com/)ログインID= tora)も利用可能。

今年度 通常総会

東ト協 ロジ研



統一テーマ「協心戮力」 問題提起や対策を発信へ

東京都トラック協会ロジステイクス研究会(田中敏之本部長)は6月5日、東ト協総合会館で令和元年度(第32回)通常総会を開催し、平成30年度事業報告・決算と令和元年度事業計画・予算などを審議・承認した。

田中本部長は総会あいさつで、「昨年の就任から1年が経つが、ロジ研の中でも先輩方の集団と若い人たちの集団をまとめるため、各

行政機関との情報交換の推進、物流政策情報の収集・分析を行うほか、東ト協本部や三組織との連携強化を図り、人材養成事業にも協力していくことにしている。

また、国内外の交通・物流事情や経営環境などについて研修するため、関連施設の視察や関係者との意見交換を行うとともに、他府県トラック協会組織との交流も進める方針だ。

総会では、東京運輸支局の高山和征支局長や、東ト協青年部の岩田享也本部長が来賓あいさつしたほか、森本勝也副会長をはじめ、多くの来賓が出席した。

総会後に懇親会を開催し、森本副会長があいさつし、ロジ研の活動を通じて協会運営への協力を求めた。

新たな荷捌き方法実施 路上荷捌きなど解消へ

渋谷区や渋谷警察署、輸送関係者などで組織する「渋谷中央街道路環境整備協議会」は、7月に3回にわたり、渋谷中央街における今後の荷捌き方法に関する説明会を開催する。

同協議会は、渋谷中央街の新たな街づくりと連携し、同地区における荷捌き方法を検討・協議してきたもので、輸送業界関係者としては東ト協や全国物流ネットワー



7月4・6日 説明会を開催

渋谷区道玄坂2の10の7)フォアラム8、1106会議室。

説明会では、新たに実施する中央街荷捌きルール、道玄坂一丁目駅前地区第一種市街地再開発事業「渋谷フクラス」内地域荷捌き場「ESSA(エッサー)」の利用方法などについて説明する。

同協議会は、渋谷中央街のまちづくりの方針などに基づき、新たなまちづくりの上で課題となっ

渋谷中央街道路 環境整備協議会

ク協会、コラボデリバリーが参考。

検討・協議の結果、来年1月から、渋谷中央街において、新たな荷捌き方法を実施するもの。

開催日は7月4日(午後2時から)と7月6日(午後6時から)の2回開催する。

東ト協は今年度も引き続き、会員事業者を対象とした労務相談事業を実施し、労務管理に関する各種相談に際しては、働き方改革や、これに伴う労働法制改正などへの対応が求められる中、東ト協が契約している労務相談員(社会保険労務士)が労働問題全般、特に労働環境などの改善に向けた各種相談に対応しているもの。

具体的には、給与体系や就業規則の見直し、労働時間管理、社会保険への加入、高齢者の雇用、解雇手続き、労使間トラブルなどに関する相談に応じている。

相談費用は無料(東ト協が負担)。ただし、就業規則の作成など相談以外の費用については、依頼者の負担となる。

相談方法はまず申込書に記入し、東ト協運行管理部業務課にFAX送信する。後日、担当の業務課から連絡を受けた労務相談員が、相談を申し込んだ会員に連絡する。

相談日時や場所(会員の事業所または指定の場所)などの打ち合わせを行った上で、個別面談により相談に応じる。電話での相談も可能。

なお、申し込み受付期間は令和2年3月31日までの間。

▽申し込み・問い合わせ先
東ト協運行管理部業務課(03-3359-6257、FAX 03-3359-4983)

無料で「労務相談」 社保労務士が対応

東ト協はこのほど、会員事業者に対する福利厚生対策事業の一環として、葬儀を中心とした各種サービスを提供する「セレモア」と利用契約を締結した。

これに伴い6月から、会員事業者とその従業員・家族については、社葬を含めた葬儀などに際して、各種サービス・特典(料金割引の適用など)を受けられることになった。

利用に当たっては同社に対し、東ト協会員やその従業員などであること、を伝えれば、割引特典などが適用される(次号6月25日号に案内チラシを同封予定)。

東ト協 「セレモア」と 利用契約 葬儀などに際し 割引特典

コンテナの呼び出しはICカードと暗証番号で行い、自動的に1階のピックアップルームに出る。ピックアップルームは、プライバシーやセキュリティを確保している。

【問い合わせ先】

東ト協施設管理課

☎03-3359-4133

[指定代理店制度] 基準

▷指定代理店の範囲=東ト協会員および東ト協連会員▷契約回数・期間=5個以上・1年以上▷利用料金=1個当たり8,640円(税込み)

※継続割引はないが、保証金を免除。利用料金は3か月分前納が条件。

東ト協カードロッカー概要

- ◆所在地 江戸川区臨海町3-1-1 (首都高速湾岸道路「葛西ランプ」から約1.5km)
- ◆営業時間 午前8時～午後8時 年中無休(12月30日～1月3日を除く)
- ◆利用料金
会員価格・月額 14,040円(税込み)
継続割引 年額 154,440円(税込み)
保証金 13,000円(解約時に返金)

東ト協 カードロッカー

会員は割安料金で利用可能
5個以上利用、代理店制度も

東京都トラック協会は、江戸川区臨海町(葛西トラックターミナルそば)に立体自動倉庫式の「東ト協カードロッカー」を保有しており、会員事業者は格安料金で利用できる。

また、契約回数5個以上など一定の基準を満たす利用の場合、さらに格安料金となる「代理店制度」を設けており、積極的な活用を呼びかけている。

「東ト協カードロッカー」は、コンテナ532個を格納可能。各コンテナ容量は8㎡(間口2m×奥行2m×高さ2m)で、積載荷重は最大1.7t。



東ト協 専門部会 総会

に、安全・環境対策などを推進する方針。

具体的には、安全輸送や事故防止への取り組みとして、違法な営業類似行為をなくすなど輸送秩序確立に努めるとともに、安全性評価事業(Gマーク制度)認定取得の啓発活動を推進する。

また環境・経営改善に向けて、グリーン・エコプロジェクト活動を推進し、燃費向上と事故防止などに取り組む。このほか、特殊車両通行許可制度に関する研修会などを開催する。



7月23・24日と25・26日



とも同じ内容で、2日間で6レッスン(1レッスン約2時間)を行う。

内容は、IT基礎(ワードで学ぶOffice基本操作)とIT活用(業務に役立つIT情報、エクセル基礎講座、表計算・運送引受書作成)とエクセル活用講座(CS

パソコンセミナー

東ト協は7月23・24日(A日程)と25・26日(B日程)午後5時、会場は東ト協総合会館6階研修室。

セミナーはA・B日程

▽申し込み・問い合わせ先
東ト協教育研修部(03-3359-4137、FAX 03-3359-6020)

今年度事業計画では、働き方改革への対応などでコストが上昇していることから、コストに見合う運賃収受に向けて、木材関係荷主への啓発活動をさらに進めるとも

5月23日、ルイトイ(Grand)東京東陽町(江東区)

運賃収受へ啓発活動
安全・環境対策推進

今年度事業計画では、働き方改革への対応などでコストが上昇していることから、コストに見合う運賃収受に向けて、木材関係荷主への啓発活動をさらに進めるとも

国交省

事業用・飲酒運転事故が続発

再発防止へ指導徹底を通達

国土交通省自動車局は5月23日、全日本トラック協会などに対し、事業用自動車運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について、



5月23日、全日本トラック協会などに対し、事業用自動車運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について、

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」などを活用し、防止に取り組むよう求めた。

指導・監督や点呼時などに徹底すべき事項は、

- ①飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性などを事例を用いて理解させること
- ②確実な点呼の実施体制が確保できているかを確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、点呼

国交省 バス死傷事故相次ぐ 事業用の安全確保を

国土交通省自動車局はこのほど、全日本トラック協会などに対し、「貸切バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の取組の徹底について」を通達し、改めて安全確保に万全を期すよう求めた。

4月に兵庫県神戸市で起きた乗合バスによる死傷事故に続き、5月24日に滋賀県草津市の名神高速道路上り線で貸切バスによる死傷事故が発生した。同事故は前方不注意が原因とみられることから、改めて事業者に対し運行管理者が徹底すべき事項などを通達した。

具体的には、次の通り。

- (1) 運転者が過労運転とならないように、関係法令に基づいて作成した乗務割に従って運転者を乗務させるとともに、健康状態や疲労状態などの実態を把握し、安全な運転をすることができない乗務させないこと
- (2) 運転者に対する指導、点呼などにおいて、①運行に際して注意を要する箇所を伝えた上で、運行している道路の状況に対する注意を徹底すること、②道路の状況を踏まえた安全速度での運転など法令遵守を徹底すること、③運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩または睡眠をとることを徹底すること。また、疲労や眠気により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、申し出るよう徹底すること

関運局

運転者の健康管理 教育の充実・強化

通り。

今年度 事業用 安全施策

関東運輸局はこのほど、2019年度(令和元年度)の「関東地域事業用自動車安全施策」を策定し、関係団体や関係機関と協力・連携し、官民で総力を挙げて事故防止の取り組みを推進する方針だ。

前年度の安全施策に追加した主な事項は、次の通り。

- ▽運転者の確保、運転者の健康管理および運転者教育の充実・強化
- ▽運転者の労働条件改善、担い手確保に向けた働き方改革の取り組み
- ▽飲酒運転など悪質な法令違反の根絶

4月に開催した今年度の「関東地域事業用自動車安全対策会議」で、平成30年の同局管内における事故の傾向や特徴、関係法令の改正などを踏まえ、具体的な施策を検討し策定した。

同局管内では、交通事

東京都環境局

東京都環境局は、このほど、東京都トラック協会などに対して、光化学スモッグが発生しやすい時期を迎えることから、エコドライブの徹底などによる窒素酸化物の排出削減などに努めるよう協力要請した。

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントが、5月から9月にかけて高濃度となりやすい時期に当たることから、①都環境確保条例によるエコドライブやアイドリング・ストップの遵守、②不要不急の車の使用自粛、③低公害車の優先的な使用などを呼びかけている。

光化学スモッグに関する情報は、大気汚染テレホンサービス(03・5640・6880)、または都光化学スモッグ情報ホームページを参照。

光化学スモッグ抑制へ エコドライブ推進を

陸運業の労災 1～4月累計

死傷者は減少も 死亡者が増加に

厚生労働省がまとめた今年1～4月累計の労働災害発生状況(速報値)によると、陸上貨物運送事業では死傷者数(休業4日以上)が3581人で、前年同期比37.5%(9.5%)減少したが、死亡者数は25人で、同2人(8.7%)増加した。

死傷災害を事故の型別にみると、多い順に①墜落・転落(1076人(前年同期比6.4%減)、②「転倒」666人(同23.8%減)、③「動作の反動・無理な動作」519人(同0.2%減)、④「はさまれ・巻き込まれ」371人(同1.9%増)、⑤「激突」263人(同9.0%減)だった。

主な事故では、「はさまれ・巻き込まれ」が増加した以外は減少し、なかでも「転倒」が大きく減っている。また、「交通事故(道路)」も167人(同17.7%減)で、大幅に減っている。

死傷者数は、昨年まで3年連続の増加だったが、今年は減少に転じている。一方、死亡者数は昨年的大幅減少から増加に転じた。

大切なものを大切に運ぶために
万が一の安心補償と安全推進サポートで
トラックの未来を支えます

「運ぶ」を支える応援団

明日へ! 未来を守る

明日へ! 未来を守る

●トラックの自動車事故損害賠償と交通事故防止●

関東交通共済協同組合

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-21-20

TEL.03-5337-1750 FAX.03-5337-1765

http://www.kankokyo.or.jp

東運支局

「ホワイト物流」運動 取り組み推進へ説明会



東京運輸支局(高山和征支局長)は5月28日、東京都トラック総合会館7階大会議室で「ホワイト物流」推進運動に関する説明会を開催し、トラック運送事業者や荷主関係企業など約140人が参加した。

物流改善へ賛同求める

「ホワイト物流」推進運動は、国土交通省・経済産業省・農林水産省が連携して、深刻化するトラック運転者不足に対応し、わが国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、わが国の経済の成長に必要とされる物流の改善を推進し、荷主企業に賛同を求め、物流の改善を推進する。

食塩と新聞の共同輸送 総合効率化計画に認定

国交・経産・農水3省

国土交通省・経済産業省・農林水産省は6月3日、物流総合効率化法に基づき、民間企業4社による食塩と新聞の共同輸送の取り組みを総合効率化計画に認定し、共同輸送の運行を開始された。

これまでに大阪府・兵庫県において、4社トラック使用による食塩輸送と、2社トラック使用による新聞輸送が個別に行われていたが、新聞輸送の2社トラックには積載量に余裕があることから、これを活用して食塩と新聞の共同輸送(混載)を実施するもの。

これにより、年間トラックの走行台数は約2300台削減され、これに伴いCO2排出量は約1.1tの削減効果が見込まれている。

経営者の就職PRパンフ作成

全ト協

全日本トラック協会は、このほど、トラック運送業の仕事を魅力などを紹介したパンフレットを制作した。

2019年版(改訂版)「TRY! TRUCK!! TRANSPORT!!!」を作成・発行した。このパンフレットは、業界への就業促進を図るため、主に高等学校の新卒予定者など若年者を対象に作成したもので、全国の高校・専門学校などに配布した。

善に向け、荷主企業に「自主行動宣言」の提出・実施を求め、物流事業者には物流改善提案の実施、運転者の労働条件・労働環境の改善への取り組みを促すほか、国民に対してサービス見直しなどへの理解と協力を働きかけることとしている。

「経営診断」 受診促進へ助成

助成予算額は310万円(予算額に達し次第、受付終了)。

全日本トラック協会は、6月1日から今年度「経営診断受診促進事業」の申請受付を行っている。申請期間は来年2月29日まで。

助成金額は、①が8万円(診断費用の2分の1)、②が2万円。なお、安全性優良事業所(Gマーク事業所)については優遇措置が講じられており、①が10万円、②が3万円。

全国ドラコン優勝者 安倍総理を表敬訪問

第50回 全ト協



全ト協主催の第50回全国ドラコンドライバーコンテスト(平成30年10月実施)の総合優勝者を、同日は、昨年の大会で

総合優勝し内閣総理大臣賞を受賞した、樋口和孝さん(日本通運・北陸警送支店)をはじめ、各部門優勝者が、全ト協の坂本克己会長や浅井隆副会長(東京都トラック協会)らとともに表敬訪問。安倍総理が、樋口さんに総理大臣杯を授与したほか、各部門優勝者にトロフィーを手渡した。

7月5日 立川市にて 安全運行セミナー 安全機器展示会 を開催します!

RISURUホール

『トラフィックショー2nd in立川』

～令和元年 労務管理の秘訣ここにあり～

矢崎エナジーシステムほか、最新の安全機器・管理ソフトなど多数展示



デジタルタコグラフ DTG7

予約制になります お気軽に下記まで お電話を! 入場は無料です!



矢崎エナジーシステム 特約販売店 世田谷サービス株式会社

〒157-0073 東京都世田谷区砧1-17-19 E-mail: postmaster@setagaya-yss.co.jp

本社 03-5727-1600 (担当:青木) 板橋(営) 03-5916-3557 (担当:倉持) http://www.setagaya-yss.co.jp

「働き方改革」

対応のポイント

第1回 働き方改革関連法の概要

1. 働き方改革関連法とは

働き方改革関連法とは、政府が「一億総活躍社会」の実現に向けて、働く者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等の措置を講ずるため、関係諸法令を一体的に改正するものです。2018年6月29日に国会で成立して同年7月6日に公布され、今年4月1日から順次施行されていくこととなっています。

◎時間外労働の上限規制

これまで「厚生労働大臣告示」によって定められていた時間外労働の上限(時間外労働・休日労働に関する労使協定(36協定)で定める時間外労働の上限)は、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで、上限なく時間外労働を行わせることが可能となっていました。今回の改正によって、罰則付きの上限が労働基準法に規定され、臨時的な特別な事情がある場合(特別条項)でも上回ることができない上限が設定されることとなりました。時間外労働規制の具体的な内容は、以下の通りとなっています。

2. 労働時間法制の見直しについて

労働時間法制の見直しについて

(1)時間外労働の上限は、労働基準法上、原則として月45時間、年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければ、これを超えることができません。

(2)臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。

・時間外労働を年

の合計について、

・月100時間未満
・2〜6カ月平均80時間以内とする規制は適用されません。
③時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6カ月までとする規制は適用されません。

720時間以内とすること
・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満とする
こと

・時間外労働と休日労働の合計について、「2カ月平均」「3カ月平均」「4カ月平均」「5カ月平均」「6カ月平均」が全て1月当たり80時間以内とすること

・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6カ月が限度となること

(3)前記に違反した場合に「6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金」の罰則が科されることとなります。

なお、上限規制の施行に当たつて経過措置が設けられており、今年4月1日(中小企業は2020年4月1日)以後の期間のみを定めた36協定に対して、上限規制が適用されることとなります。

今年3月31日(中小企業は2020年3月31日)を含む期間について定めた36協定については、その協定の初日から1年間は引き続き有効で、上限規制は適用されないこととされています。

また、自動車運転の業務については、上限規制の適用が5年間猶予されることとなつており、猶予期間経過後の規制も以下の通り、一般の業務とは異なつたものとなっています。

①特別条項付き36協定を締結する場合、年間の時間外労働の上限が年960時間となります。

②時間外労働と休日労働

足立区千住と言へば、かつては河川が運んできた堆積により形成された沖積低地で、0.5m程度の存在する。日光街道、奥羽街道の最初の宿場として、江戸の北の玄関として位置付けられた。

◎トラック運送業界における時間外規制の留意点

時間外規制に関して特に留意していただきたいのは、前記の「労働時間規制の5年間の適用猶予」および「5年後の規制の内容」は、「運送業」として適用されるのではなく、「自動車運転の業務」に限られていくということです。つまり、これらの特例は、ドライバーについては適用されることとなるものの、運行管理者や事務職員、荷役作業員については適用されないということです。

トラック運送業界における長時間労働の問題については、ドライバーに焦点が当たることが多いのですが、ドライバーが長時間労働を行つている場合、他の職種の従業員も長時間労働となつてしまつていく例が多く見受けられます。そのような場合には、ドライバー以外の従業員の長時間労働対策の方が喫緊の課題となることに留意していただく必要があります。

◎年5日の年次有給休暇の付与の義務付け

この義務については、大企業・中小企業を問わず、今年4月から適用されていることにご留意ください。なお、本義務への対処方法などについては、次回、詳述させていただきます。

ポケット

「お化け煙突」の思い出



足立区千住と言へば、かつては河川が運んできた堆積により形成された沖積低地で、0.5m程度の存在する。日光街道、奥羽街道の最初の宿場として、江戸の北の玄関として位置付けられた。



まちかど写真家 筑峯 総太

致され、北千住駅周辺は繁華な相見を見せている。一方、駅から少し入ると、住宅が密集する地域で、千住〇〇町といった行政地名が多い。だが隣の南千住は行政地名にあるが、北千住という地名はない。

千住には、昭和のシンボルとされた「お化け煙突」が1963(昭和38)年まであった。東京電力の前身、東京電燈が1923(大正12)年に

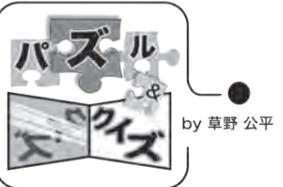
設置した「千住火力発電所」の煙突だ。構内に菱形に配置された4本の煙突群は、走る列車から眺めると1本になったり、3本になったり、重なり離れては本数を変える巨大な煙突だった。また、「お化け」の由来は、煙を吐く煙突の姿に火葬場を連想することもあるからという。

常磐線に乗り、このエリアに差しかかると、この煙突や東京スタジアムがあったことをよく聞かされ、お化け煙突だけは妙な不気味さがあつた。煙突の高さは88・82m。当初は煉瓦造りで、その後、銅板で巻かれた。解体後の煙突は、スライスされて元宿小学校の滑り台に変わった後、小学校跡地に誘致された帝京科学大学敷地内においてモニュメント(写真)となり、余生を送る。

目次

トラック運送事業における人手不足は、既に昭和30年代から始まっている。特に中小企業では、輸送需要の拡大の波に対応するのに四苦八苦という状況であつた。つまり、40年代の高度経済成長時代にはもう大きな労働力不足を経験していたのである。半世紀以上も前から、こうした状況を繰り返してきた。ただ、今日のように若年層の絶対的な不足とは違い、運送事業への就業が少くないという、「事業の魅力」が欠ける部分があり、若年層に敬遠される状況だつた。いかに魅力ある事業にするかが課題であつた。物流が世間から認知されるまで、かつては「暗黒大陸」とも揶揄され、そうした時代を経験してきた。物流が経済の重要な要素の一つであるとの認識は、歴史的にはそう長いものではないのである。◆とはいえ、個々の輸送事業者は日々、貨物輸送に携わり、物流の一端を担っている。労働力不足はますます深刻な状況だが、これは将来に続く問題だけに、放っておくわけにはいかない経営の根本問題である。いかに魅力ある物流産業を築いていくかが改めて問われている。

漢字のパーツクイズ



4つの四角の中には、漢字をバラバラにしたものが入っています。復元してできる漢字を並び替え意味のある4字熟語を作ってください。



[解答]

応募方法

官製はがきに、①答え②あなたの住所・郵便番号③会社名④氏名⑤年齢⑥本紙へのご意見・ご要望を明記し、お送りください。正解者の中から抽選で3名様に図書カード(1,000円分)をプレゼント。
☆インターネットでのご応募も可能です。
<https://www.totokyo.or.jp/>
☆インターネット応募の場合、解答フォームをご利用ください。東ト協HPトップ「会員の皆様へ」をクリックし、「東京都トラック時報」から「パズル&クイズ解答フォーム」へ。

●宛先
〒160-0004 新宿区四谷3-1-8 (一社)東京都トラック協会 広報部「トラック時報」係

●締め切り
6月末日(正解は7月10日に掲載)

★5月15日号「二字熟語のしりとり」の正解は「交流→長老」でした。